

西条市人事行政の運営等の状況について

地方公務員法第58条の2及び西条市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、西条市の人事行政の運営等の状況の概要について、公表します。

なお、ご不明な点やご質問等がありましたら、次までお問い合わせください。

◆西条市総務部職員厚生課 TEL 0897(52)1208・1229

第1 職員の任免に関する状況

1 職員の任免状況 (単位：人)

区 分	採 用	退 職		
		定 年	自己都合・勸奨 その他	計
一 般 行 政 職	2 8	1 5	2 2	3 7
技 能 労 務 職		6	1	7
計	2 8	2 1	2 3	4 4

(注) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの人数

2 採用試験の実施状況 (令和4年度)

種 類	試験区分	内 容
西条市職員 採用試験	一般事務A・B(上級)	≪1次試験≫ 【教養及び専門】一般事務(上級：A) 【専門のみ】土木(上級：A) 【SPI(大卒程度)】一般事務(上級：B)、土木(上級：B)、建築(上級)、消防(上級)、管理栄養士(上級)、保健師(上級) 【SPI(高卒程度)】一般事務(初級)、一般事務(初級：障がい者対象)、土木(初級)、土木(実務経験者枠)、建築(実務経験者枠)、消防(初級)、保健師(中級)、保育士・幼稚園教諭職 【性格検査】全職種 ≪2次試験≫ ・個別面接 ・集団面接 ・体力試験(消防のみ)
	一般事務(初級)	
	一般事務(初級：障がい者対象)	
	土木技術A・B(上級)	
	土木技術(初級)	
	土木技術(実務経験者枠)	
	建築技術(上級)	
	建築技術(実務経験者枠)	
	消防(上級)	
	消防(初級)	
	管理栄養士職(上級)	
	保健師職(上級)	
	保健師職(中級)	
	保育士・幼稚園教諭職	

第 2 職員の給与及び職員数の状況

1 総括

(1) 人件費の状況（令和4年度普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (R5年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A
4 年度	105,616人	55,253,057千円	3,996,649千円	8,546,867千円	15.5%

(注) 人件費には、市長などの特別職に支給される給料、報酬などを含みます。

(2) 職員給与費の状況（令和4年度普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給 与費 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
4 年度	882人	3,154,260千円	562,720千円	1,182,970千円	4,899,950千円	5,555千円

(注) 1 職員手当には退職手当は含まれていません。

2 職員数については令和4年4月1日の人数です。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員は含まれていません。

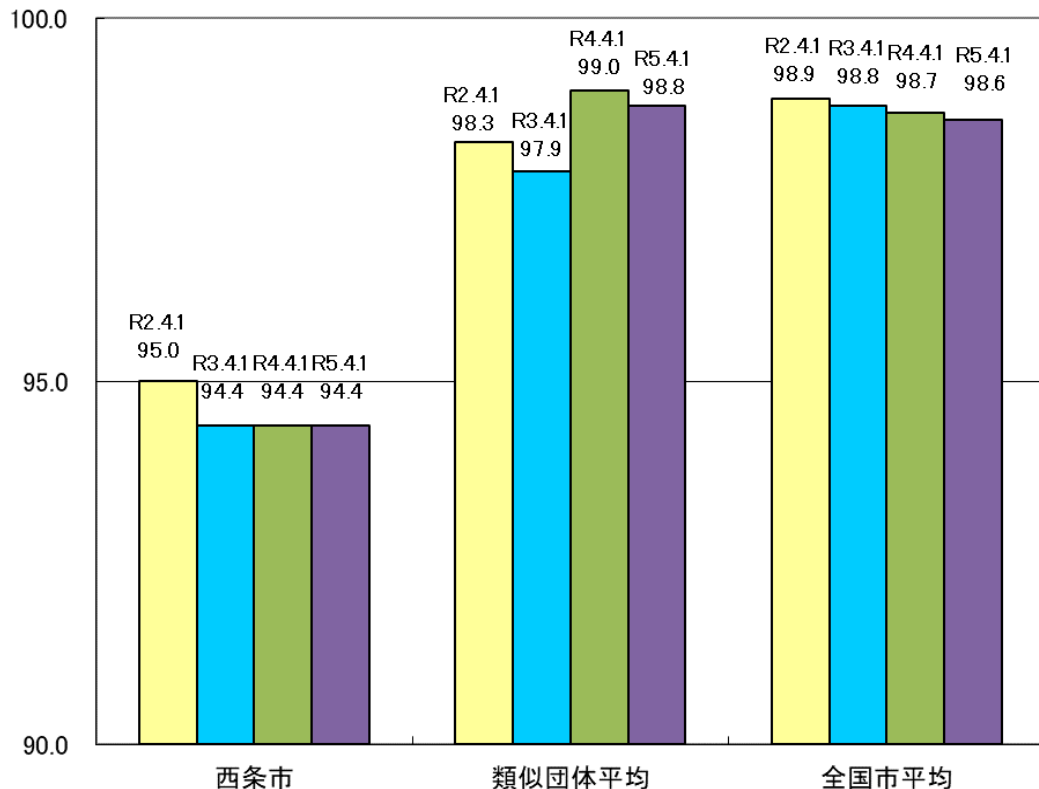
3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(参考)

類似団体平均
一人当たり給与費

5,989 千円

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
- 2 () 書の数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数ですが、西条市は地域手当支給地域ではないため、指数に変更はありません。
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施について

【概要】

国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

(給料表の改定実施時期)

平成27年4月1日

(内容)

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.9%引下げ。若年層については、初任給に係る号給は引下げなし。高齢層については、官民の給与差を考慮して最大4%程度引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

技能労務職給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

平成２７年４月１日より支給を実施。支給割合については、国と同じ基準で、平成３０年３月３１日まで段階的に見直しを実施。

【参考】東京都特別区：１８％→２０％ 大阪府大阪市：１５％→１６％

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。
(平成２７年４月１日実施)

２ 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(１) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(令和５年４月１日現在)

ア 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
西条市	42.0歳	305,207円	365,847円	330,890円
愛媛県	42.7歳	316,104円	405,620円	346,253円
国	42.4歳	322,487円	—	404,015円
類似団体	42.4歳	317,992円	397,290円	353,521円

イ 技能労務職

区分	公 務 員					民 間			参 考
	平均 年齢	職員 数	平均給料 月額	平均給与 月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応す る民間 の類似 職種	平均 年齢	平均給与 月額 (B)	A/B
西条市	52.5歳	29人	288,828円	304,338円	296,721円	—	—	—	—
うち 学校給食 調理員	52.4歳	17人	287,065円	299,293円	295,235円	調理士	44.7	254,300円	1.18
うち 庁務員	53.2歳	11人	291,609円	306,964円	296,927円	用務員	49.1	241,700円	1.27
うち その他	46.6歳	1人	288,200円	361,225円	319,700円	—	—	—	—
愛媛県	56.3歳	180人	334,344円	367,615円	344,897円	—	—	—	—
国	51.2歳	1,941人	286,942円	—	329,178円	—	—	—	—
類似団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—

区 分	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民 間 (D)	C/D
西条市	—	—	—
うち 学校給食 調理員	4,847,650円	3,351,700円	1.45
うち 庁務員	4,969,417円	3,253,900円	1.53
うち その他	5,609,266円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用（令和２年～令和４年の３ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれの平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

（注）１ 「平均給料月額」とは、令和５年４月１日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

（注）２ 「平均給与月額」とは、令和５年４月に支給された給料のほか、各種手当（扶養手当、通勤手当、住居手当、管理職手当、時間外勤務手当など）を含めた額であり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（時間外勤務手当等を除いたもの）で再計算したものです。

（２）職員の初任給の状況（令和５年４月１日現在）

区 分		西条市	愛媛県	国
一般行政職	大 学 卒	185,200円	192,677円	一般職 185,200円
	高 校 卒	154,600円	159,710円	一般職 154,600円
技能労務職		143,800円	—	—

（３）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和５年４月１日現在）

区 分		経験年数15年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	287,440円	328,292円	358,325円	396,400円
	高 校 卒	—	287,500円	—	339,100円
技能労務職		—	—	276,500円	311,800円

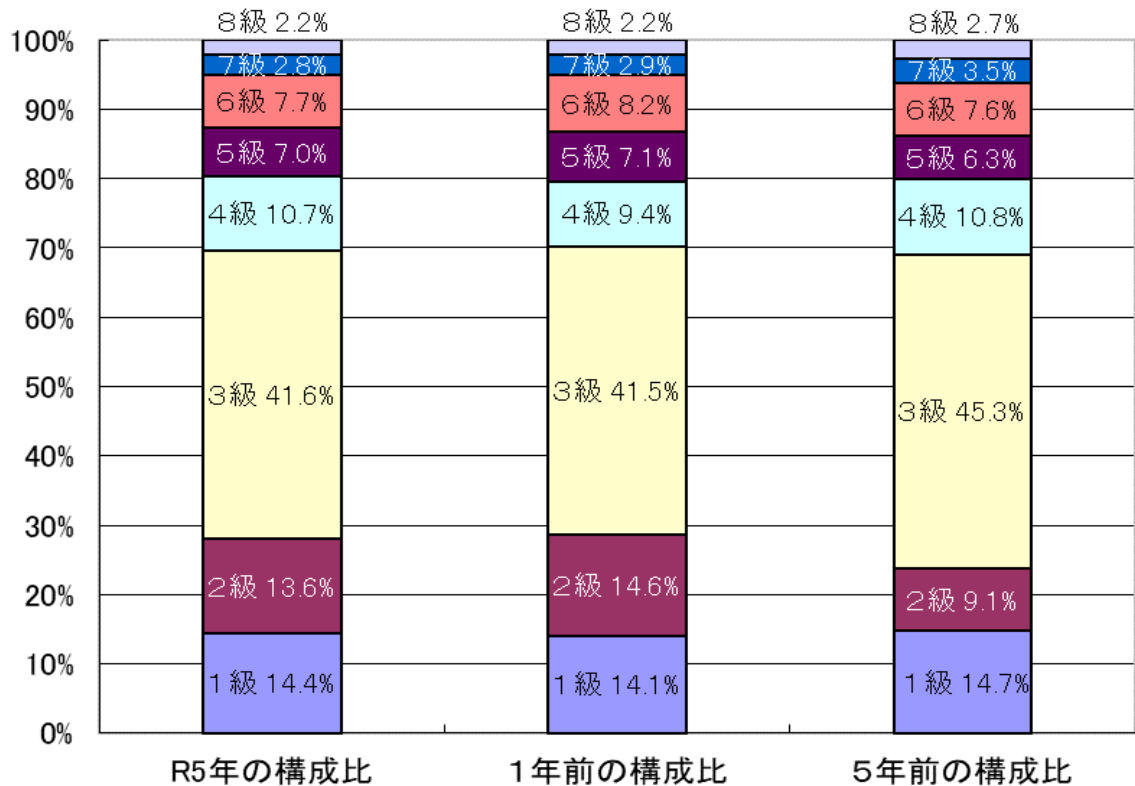
（注）経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

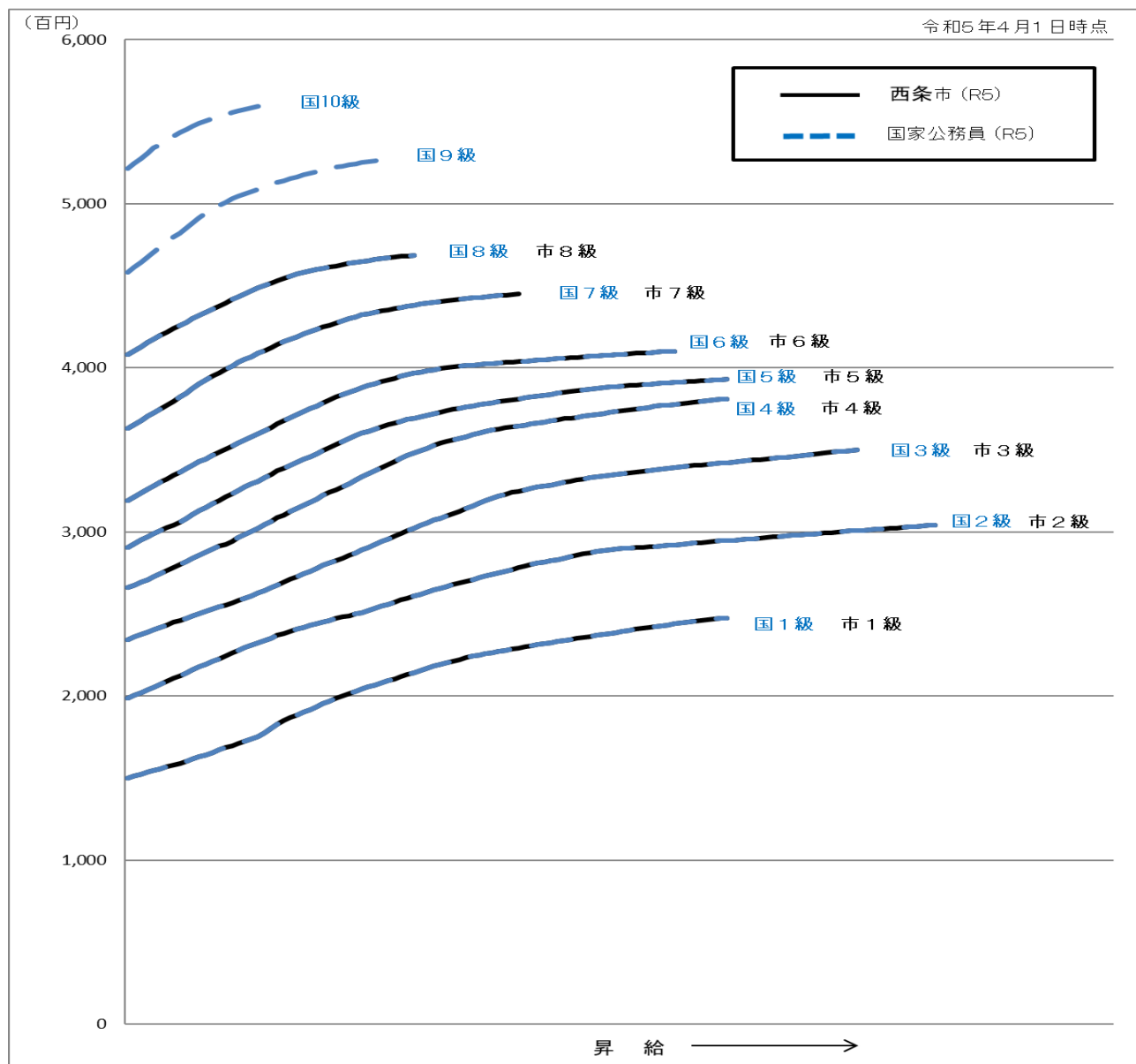
(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	主事 技師	84人	14.4%	150,100円	247,600円
2級	主任	79人	13.6%	198,500円	304,200円
3級	係長 主査 副主査	242人	41.6%	234,400円	350,000円
4級	専門員	62人	10.7%	266,000円	381,000円
5級	副課長	41人	7.0%	290,700円	393,000円
6級	課長 主幹	45人	7.7%	319,200円	410,200円
7級	副部長	16人	2.8%	362,900円	444,900円
8級	部長	13人	2.2%	408,100円	468,600円
合 計		582人	100%		

- (注) 1 西条市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（西条市）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分	○	○	○	○
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

西 条 市	愛 媛 県	国
1人当たり平均支給額 (令和4年度) 1,227千円	1人当たり平均支給額 (令和4年度) 1,525千円	—
(令和4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40月分 2.00月分 (1.35月分) (0.95月分)	(令和4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40月分 2.00月分 (1.35月分) (0.95月分)	(令和4年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.40月分 2.00月分 (1.35月分) (0.95月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 15%~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（西条市）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分	○	○	○	○
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当 (令和 5 年 4 月 1 日現在)

西 条 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
※退職手当調整額			※退職手当調整額		
職務の等級の区分に応じた調整月額を定め、在職期間のうち、その月額の高いほうから60月分の合計額を加算			職務の等級の区分に応じた調整月額を定め、在職期間のうち、その月額の高いほうから60月分の合計額を加算		
※定年前早期退職特別措置			※定年前早期退職特別措置		
(2 % ～ 45 % 加 算)			(2 % ～ 45 % 加 算)		
1人当たり平均支給額 1,173万円			1人当たり平均支給額 —		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 (令和 5 年 4 月 1 日現在)

支 給 実 績 (4 年度決算)			2,319千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (4 年度決算)			579,804円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
東京都特別区	20.0%	3人	20.0%
大阪府大阪市	16.0%	1人	16.0%

(4) 特殊勤務手当 (令和 5 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (令和 4 年度決算)		10,558千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和 4 年度決算)		58,981円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和 4 年度)		19.4%	
手当の種類 (手当数)		11	
手当の名称	主 な 支 給 対 象 職 員	支 給 単 価	支給実績 (令和 4 度決算)
感染症防疫手当	感染症患者又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の危険がある物件の搬送、消毒その他処理作業に従事した職員	1回 960円	2,750千円
救急手当(死亡人処理)	死体処理作業に従事した職員	1体 9,600円	0円
〃 (傷病者)	救急車をもってする傷病者の救急作業に従事した職員	1人 320円	5,112千円

滞納処分手当 (動産差押)	市税その他課徴金の滞納処分による動産又は有価証券の差押事務に従事した職員	1 件 510円	0円
〃 (その他の物件差押)	市税その他課徴金の滞納処分による動産又は有価証券以外の差押事務に従事した職員	1 件 390円	512千円
〃 (物件引揚)	差し押えた動産又は有価証券の引揚作業に従事した職員	1 件 840円	0円
税務手当	外出勤務して市税の徴収事務に従事することを常態とした職員	1 日 390円	793千円
社会福祉業務手当	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)に基づく事務に従事することを常態とした社会福祉主事又は査察指導員	1 日 350円	658千円
犬猫等処理手当	犬・猫等の死体処理又は捕獲した野犬の処理作業に従事した職員	1 件 910円	269千円
消防職員手当	消火作業又は救助作業に従事した職員	1 件 500円	397千円
潜水作業手当	潜水作業に従事した職員	1 日 460円	0円
高所危険手当	屈折はしご付消防自動車により、高所で行う消火作業等に従事するもの又は地上 10 メートル以上の高所における不安定な箇所での検査等の業務に従事した職員	1 件 390円	17千円
用地買収交渉手当	用地買収の交渉業務に従事することを常態とした職員	1 日 300円	50千円
清掃作業手当	ひうちクリーンセンター又は道前クリーンセンターに勤務し、場内の清掃作業に従事することを常態とした職員	1 日 300円	0円

○支給職員数、支給額の多い手当：救急手当、感染症防疫手当、税務手当、社会福祉業務手当

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (令和 4 年度決算)	270,077千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (令和 4 年度決算)	387千円
支給実績 (令和 3 年度決算)	241,714千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (令和 3 年度決算)	343千円

(注) 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数 (管理職員等制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) です。

(6) その他の手当 (令和5年4月1日現在)

主な手当名	内容及び支給月額	国の制度との異同	支給実績 (R4年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (R4年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500 円 扶養親族のうち子 10,000 円 扶養親族のうち父母等 6,500 円 職務の級が 8 級であるものの子以外の扶養親族 3,500 円 〔15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から、 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで の子 1 人につき 5,000 円加算〕	同	108,615 千円	247,979 円
住居手当	月額 16,000 円を超える家賃を支払っている職員 に対し、負担している家賃の額に応じた額を支給 借家居住者 支給限度額 28,000 円 (家賃 61,000 円以上)	同	61,247 千円	273,425 円
通勤手当	交通機関利用者 (JR、バス等利用者) 負担している支給単位期間 (最長 6 か月間) の通勤に要する運賃等の額により支給 支給限度額 (月額) 55,000 円 交通用具使用者 (自動車、バイク等使用者) 通勤距離 (片道) により支給 2 km 以上 ～ 5 km 未満 2,000 円 5 km 以上 ～ 10 km 未満 4,200 円 10 km 以上 ～ 15 km 未満 7,100 円 15 km 以上 ～ 20 km 未満 10,000 円 20 km 以上 ～ 25 km 未満 12,900 円 25 km 以上 ～ 30 km 未満 15,800 円 30 km 以上 ～ 35 km 未満 18,700 円 35 km 以上 ～ 40 km 未満 21,600 円 40 km 以上 ～ 45 km 未満 24,400 円 45 km 以上 ～ 50 km 未満 26,200 円 50 km 以上 ～ 55 km 未満 28,000 円 55 km 以上 ～ 60 km 未満 29,800 円 60 km 以上 31,600 円	同	48,082 千円	68,591 円

管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給する 部長 53,900 円 副部長 44,100 円 課長 32,100 円 副課長 23,200 円 専門員 18,400 円	同 (支給額が異なる)	76,767 千円	309,545 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居し、異動等の直前の住居から異動等の直後公署に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に支給 月額 30,000 円に住居と配偶者の住居との間の交通距離により加算 加算額 100km 以上 300km 未満 8,000 円 300km 以上 500km 未満 16,000 円 500km 以上 700km 未満 24,000 円 700km 以上 900km 未満 32,000 円 900km 以上 1,100km 未満 40,000 円 1,100km 以上 1,300km 未満 46,000 円 1,300km 以上 1,500km 未満 52,000 円 1,500km 以上 2,000km 未満 58,000 円 2,000km 以上 2,500km 未満 64,000 円 2,500km 以上 70,000 円	同	1,104 千円	552,000 円
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給 勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 135 を加算して乗じた額	同	0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務する職員に支給 勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額の 100 分の 25 を加算して乗じた額	同	0 千円	0 円
宿日直手当	職員が正規の勤務時間外又は休日等に宿直又は日直を行った場合に支給 1 回 4,400 円	同	0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務した職員に支給 役職に応じ 6,000 円～12,000 円/1 回の額	同	4,336 千円	33,099 円

5 特別職の報酬等の状況（令和５年４月１日現在）

	区 分	給 料 月 額 又 は 報 酬 月 額	
		類似団体における最高/最低額	
給 料	市 長	913,000 円	1,073,000 円 / 884,000 円
	副 市 長	721,000 円	881,000 円 / 708,000 円
報 酬	議 長	502,000 円	630,000 円 / 452,000 円
	副 議 長	439,000 円	550,000 円 / 390,000 円
	議 員	412,000 円	520,000 円 / 370,000 円
期 末 手 当	市 長 副 市 長	(令和４年度支給割合) ○役職者加算 15%	
		3.30 月分	
		3.30 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(令和４年度支給割合) ○役職者加算 15%	
		3.30 月分	
		3.30 月分	
退 職 手 当	市 長 副 市 長	《算定方式、支給時期及び１期の手当額》	
		913,000 円×在職年数×550／100 (任期毎) 20,086,000 円	
		721,000 円×在職年数×400／100 (任期毎) 11,536,000 円	

(注) 退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期(４年＝４８月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在） (人)

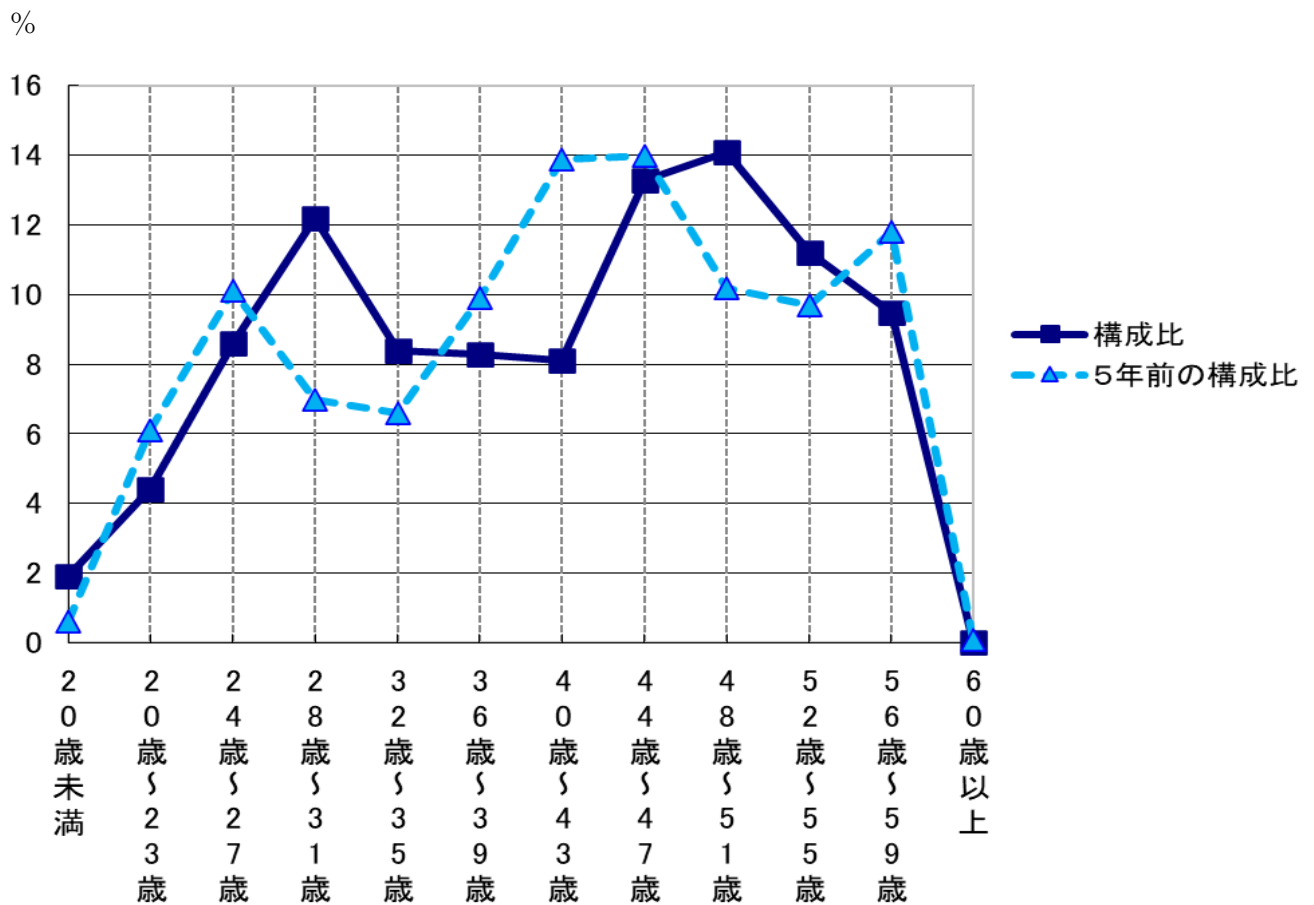
区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和4年	令和5年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	9	9	0	業務体制の強化・見直し等による。
		総 務	208	203	▲ 5	
		税 務	42	41	▲ 1	
		民 生	151	153	2	
		衛 生	65	63	▲ 2	
		労 働	1	1	0	
		農 水	55	53	▲ 2	
		商 工	25	22	▲ 3	
	土 木	78	73	▲ 5		
	計	634	618	▲ 16	< 参 考 > 人口1万人当たり職員数 58.51人 (類似団体人口1万人当たり職員数 51.27人)	
	教 育 部 門	94	94	0	退職不補充、業務体制の見直し等による。	
消 防 部 門	154	154	0			
	小 計	882	866	▲ 16	< 参 考 > 人口1万人当たり職員数 82.00人 (類似団体人口1万人当たり職員数 69.13人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道 下 水 道 そ の 他	17	16	▲ 1	業務体制の見直し等による。	
		25	25	0		
		39	38	▲ 1		
	小 計	81	79	▲ 2		
合 計			963 [1, 166]	945 [1, 166]	▲ 18 [0]	< 参 考 > 人口1万人当たり職員数 89.48人

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	18	42	81	115	79	78	77	126	133	106	90	0	945
割合(%)	1.9	4.4	8.6	12.2	8.4	8.3	8.1	13.3	14.1	11.2	9.5	0.0	100



(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	631	626	629	637	634	618	▲13 (▲2.1%)
教育	117	109	102	97	94	94	▲23 (▲19.7%)
消防	147	154	155	154	154	154	7 (4.8%)
普通会計	895	889	886	888	882	866	▲29 (▲3.2%)
公営企業会計等	84	84	87	82	81	79	▲5 (▲6.0%)
総合計	979	973	973	970	963	945	▲34 (▲3.5%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

7 公営企業職員の状況

【水道事業】

(1) 職員給与費の状況（令和4年度決算）

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与費比率 B/A	(参考)3年度の 総費用に占める 職員給与費比率
4年度	900,297千円	105,594千円	92,398千円	10.3%	10.8%

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給 与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
4年度	17人	62,018千円	5,932千円	24,448千円	92,398千円	5,435千円

(注) 1 職員手当には退職手当は含まれていません。

2 職員数については令和4年4月1日の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員は含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(参考)

市町村平均
一人当たり給与費

6,018千円

(2) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
西条市水道事業	44.4歳	333,031円	374,193円

(注) 1 基本給は、職員の給料、扶養手当の合算額の平均です。

2 平均月収額は職員の基本給と毎月支払われる各種手当（通勤手当、住居手当、管理職手当、時間外勤務手当等）を含めたものの平均です。

①期末手当・勤勉手当

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

③特殊勤務手当（令和５年４月１日現在）

支給実績（令和４年度決算）	０円	
支給職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）	０円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和４年度）	０％	
手当の種類（手当数）	０	
手当の名称	主 な 支 給 対 象 職 員	支 給 単 価
—	—	—

④時間外勤務手当

支給実績（令和４年度決算）	１,２５３千円
職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）	１０４千円
支給実績（令和３年度決算）	８９５千円
職員１人当たり平均支給年額（令和３年度決算）	６４千円

（注） 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員等制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

⑤その他の手当（令和５年４月１日現在）

主な手当名	内容及び支給月額	一般行政職との異同	支給実績 (令和４年度決算)	支給職員１人当たり平均支給年額 (令和４年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500 円 扶養親族のうち子 10,000 円 扶養親族のうち父母等 6,500 円 職務の級が８級であるものの子以外の扶養親族 3,500 円 〔15歳に達する日後の最初の４月１日から、 22歳に達する日以後の最初の３月３１日まで の子１人につき５,000円加算〕	同	2,382 千円	297,750 円
住居手当	月額 16,000 円を超える家賃を支払っている職員に対し、負担している家賃の額に応じた額を支給 借家居住者 支給限度額 28,000 円 (家賃 61,000 円以上)	同	252 千円	252,000 円

通勤手当	交通機関利用者（ＪＲ、バス等利用者） 負担している支給単位期間（最長６か月間） の通勤に要する運賃等の額により支給 支給限度額（月額）55,000 円 交通用具使用者（自動車、バイク等使用者） 通勤距離（片道）により支給 2 km 以上 ～ 5 km 未満 2,000 円 5 km 以上 ～ 10 km 未満 4,200 円 10 km 以上 ～ 15 km 未満 7,100 円 15 km 以上 ～ 20 km 未満 10,000 円 20 km 以上 ～ 25 km 未満 12,900 円 25 km 以上 ～ 30 km 未満 15,800 円 30 km 以上 ～ 35 km 未満 18,700 円 35 km 以上 ～ 40 km 未満 21,600 円 40 km 以上 ～ 45 km 未満 24,400 円 45 km 以上 ～ 50 km 未満 26,200 円 50 km 以上 ～ 55 km 未満 28,000 円 55 km 以上 ～ 60 km 未満 29,800 円 60 km 以上 31,600 円	同	691 千円	53,169 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給する 部長 53,900 円 副部長 44,100 円 課長 32,100 円 副課長 23,200 円 専門員 18,400 円	同 （支給 額が 異な る）	1,416 千円	283,280 円
単身赴任手 当	公署を異にする異動等に伴い、住居を移転し、 やむを得ない事情により、同居していた配偶者 と別居し、異動等の直前の住居から異動等の直 後公署に通勤することが通勤距離等を考慮し て困難であると認められるもののうち、単身で 生活することを常況とする職員に支給 月額 30,000 円に住居と配偶者の住居との間の 交通距離により加算 加算額 100km 以上 300km 未満 8,000 円 300km 以上 500km 未満 16,000 円 500km 以上 700km 未満 24,000 円 700km 以上 900km 未満 32,000 円 900km 以上 1,100km 未満 40,000 円 1,100km 以上 1,300km 未満 46,000 円 1,300km 以上 1,500km 未満 52,000 円 1,500km 以上 2,000km 未満 58,000 円 2,000km 以上 2,500km 未満 64,000 円 2,500km 以上 70,000 円	同	0 千円	0 円

休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給 勤務1時間当たりの給与額に100分の135を加算して乗じた額	同	0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給 勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の100分の25を加算して乗じた額	同	0 千円	0 円
宿日直手当	職員が正規の勤務時間外又は休日等に宿直又は日直を行った場合に支給 1回 4,400 円	同	0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務した職員に支給 役職に応じ 6,000 円～12,000 円/1回の額	同	0 千円	0 円

第 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 勤務時間等

1 週間の 勤務時間	1 日の 勤務時間	始業	終業	休憩時間	休息時間	週休日
38 時間 45 分	7 時間 45 分	8 時 30 分	17 時 15 分	60 分	なし	土・日曜日

（注）勤務課所によっては、始業、終業、週休日等が異なる場合があります。

2 休暇

種類		休暇の概要、取得要件等	取得可能日数等
有給休暇	年次有給休暇	一の年ごとにおける休暇	1 年につき 20 日（20 日以内の繰越があります。）
	病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合	- 公務災害、通勤災害の場合は必要と認められる期間 - 結核性疾患については 1 年、その他の負傷又は疾病については、90 日を超えない範囲で必要と認められる期間
	特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別な事由により、職員が勤務しないことが相当である場合 主な休暇 産前休暇、産後休暇、忌引、結婚休暇、ボランティア休暇、子の看護休暇など	産前休暇 8 週間以内に出産する予定の女性職員が申し出した場合に出産の日まで 産後休暇 出産の日の翌日から 8 週間 忌引 父母の場合 7 日など 結婚休暇 連続する 7 日以内 子の看護 5 日以内
無給休暇	介護休暇	負傷、疾病又は老齢により 2 週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合	一の継続する状態ごとに、連続する 6 月の期間内において必要と認められる期間

第 4 職員の分限及び懲戒処分の状況

1 分限処分（令和 4 年度）

処 分 事 由	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績が良くない場合	—	—	—	—	0
心身の故障の場合	—	—	24	—	24
職に必要な適格性を欠く場合	—	—	—	—	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	—	—	—	—	0
刑事事件に関し起訴された場合	—	—	—	—	0
失職した場合	—	—	—	—	0
合 計	0	0	32	0	32

（注） 1 地方公務員法に基づき分限処分に付された者の状況を示しています。

2 2以上の理由により分限処分に付された場合は、主たる処分事由により計上しています。

2 懲戒処分（令和 4 年度）

処 分 事 由	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合	—	—	1	—	1
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	—	—	—	—	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	1	—	—	—	1
合 計	1	0	1	0	2

（注） 1 地方公務員法に基づき懲戒処分に付された者の状況を示しています。

2 2以上の理由により懲戒処分に付された場合は、主たる処分事由により計上しています。

第 5 職員の服務の状況

1 年次有給休暇の取得状況（令和 4 年 1 月～令和 4 年 12 月）

	平均取得日数	平均取得率
全 職 員	10.4 日	26.6 %

2 育児休業等の取得状況（令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月）

（1）育児休業の取得状況

区 分	男性	女性
新たに取得した者	3 人	12 人
前年度から引き続き取得した者	1 人	6 人

(2) 介護休暇の取得状況

	男性	女性
介護休暇取得者	0 人	0 人

第 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

1 研修の状況（令和 5 年度）

職場研修	新規採用職員に対する O J T
一般研修	新規採用職員研修、新規採用職員フォローアップ研修、接遇研修、新任係長級職員研修、新任課長級職員研修、レジリエンス研修、入庁 3 年目職員研修、新任専門員級職員ハラスメント研修、男女共同参画研修、メンタルヘルスラインケア研修、人事評価研修
特別研修	人権・同和教育研修、交通安全研修、危機管理研修、官製談合防止研修 ほか
派遣研修	自治大学校、市町村アカデミー、国際文化研修所、愛媛県研修所、各省庁愛媛県消防学校 ほか
選択研修	特別講演会（派遣経験職員） ほか

2 勤務成績の評定の状況

職員の勤務成績、勤務態度等を公正に評定することにより、個々の能力、適性等に応じた適職への配置及び昇任昇格を行うとともに、人材育成、能力開発等を図るべく人事評価制度を平成 2 8 年度より導入しております。

第 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

1 福利厚生制度に係る負担状況（令和 4 年度）

共済組合への負担金 愛媛県市町村職員共済組合	968,781 千円
〃 公立学校共済組合愛媛支部	80,666 千円
愛媛県市町村職員互助会への負担金	6,809 千円
西条市職員福利厚生会への補助金	1,200 千円

2 公務災害等の状況

(1) 公務災害等の認定状況（令和 4 年度）

公務災害	通勤災害	計
3 件	0 件	3 件

第 8 職員の勤務条件に関する措置の要求の状況

令和 4 年度における公平委員会への措置要求の状況

令和 3 年度末 の係属件数	令和 4 年度中の 要求件数	令和 4 年度中の 終結件数	令和 5 年度への 繰越件数
0 件	0 件	0 件	0 件

(注) 職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、市の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができます。

第 9 職員の不利益処分に関する不服申立ての状況

令和 4 年度における公平委員会への不服申立ての状況

令和 3 年度末 の係属件数	令和 4 年度中の 申立件数	令和 4 年度中の 終結件数	令和 5 年度への 繰越件数
0 件	0 件	0 件	0 件

(注) 職員は、懲戒その他、その意に反して不利益な処分を受けた場合に、公平委員会に対して、不服申立てを行うことができます。